

効果検証の実施方法について（2021 年度実施分、2022 年 1-2 月実施）

本効果検証は、現状のインターネットオークション及びインターネットフリーマーケット等の CtoC マーケット（以下「CtoC マーケット」という。）にどの程度の侵害品・侵害行為が存在しているのかを数値的に計測することにより、CtoC マーケットに於いて執られている侵害防止対策がどの程度持続的に効果的であるかを検証するために実施する。

記

実施日、回数	2022 年 1 月 11 日から 2 月 4 日までの間で任意の 1 日 時間帯・曜日等は問わない また、同期間内で複数回の効果検証を実施することを妨げない
対象サービス	<オークション> ヤフオク ! モバオク ! <フリマ> メルカリ ラクマ ショッピング フリマ.jp KANTE (KOMEHYO フリマアプリ) PayPay フリマ KANTE は取扱商品の特性上、著作権関係について実態調査対象から除くことを妨げない。 上記以外の CtoC マーケット、ショッピングモール及び BtoB マーケットプレイスについても実態調査を任意で行うことを妨げない。
検証対象物品等	実施する団体・企業の任意で選択のこと、但し、検査対象の全部の CtoC マーケットで同じ検証対象物品等とすると同時に、今後も同様の検証を行う必要があることから汎用的且つ長期的に定点検証可能となる対象を選択する。なお、検証対象を選択する際に、前年度と異なる対象を選択することは妨げない。 また、当該物品の市場における人気の度合いを踏まえ、物品を選択する。 注意：選択対象に関わる企業名・ブランド名を公表する必要はないが、

「著名なアメリカ企業の表計算ビジネスソフト」等の公表は避けられないので、予め関係する企業に承諾を得ておく。

方式

侵害品・侵害行為に関わる出品数を、検証母数で割ることによって算出する。

例：100点出品されていた中で10点が侵害品である場合は、10%の侵害率

CtoC マーケットの検証対象物品出品数が100点を超える場合は、検証母数は100とする。この場合、検証する物品は検索リスト（残り時間等により順位付けされたもの、アットランダムによるもの等のリスト）の上位より100点とする。

【補足】

但し、各年実施している検証結果の比較分析に鑑み、かつ、条件を均等とする観点から、可能な限り出品タイミングにより順位付けされたリストを用い、その古いものから上位100点を検証対象物品とするものとする。

なお、前述の内容に関わらず、CtoC マーケットの検証対象物品出品数が100点を超える場合に100点を超えて検証することを妨げない。

【任意による検証方法】

以下の方法を始めとする任意の検証を妨げない。ただし、どのような方法により実施したか具体的に明らかにしておくこと。

今後の検証方法の参考とするため、または CtoC マーケットにおける侵害・その蓋然性の出品傾向やトレンドを検証するため、「①検証対象をある時点をもってリスト化した上、一定期間後、当該リストの出品を再確認し削除有無を確認する方法」「②新しいものから上位100点を検証対象物品とする方法」

判断基準

画面上の文章・画像から CtoC マーケット事業者及び権利者双方が著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、CtoC マーケット事業者に出品停止要請可能なものを侵害品・侵害行為に関わる出品としてカウントする。なお、画面は検索リストのみではなく、検証対象物品の個別の商品ページの画面についても確認することとする。

一つの検証対象物品が著作権・商標権のいずれをも侵害する場合は、いずれか一方の権利侵害と捉えることとしてカウントするものとする。

検証対象物品が著作権・商標権のいずれを侵害するか別添エクセルシートに記載することとする。

備考：不正競争防止法に抵触する可能性のある出品は、同法の性格上断定的に判断できないためカウントしない。

但し、発信されている情報からは（ガイドライン等に照らすと）CtoCマーケット事業者において削除をする根拠が直接得られないが、①権利者からは画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断でき、CtoCマーケット事業者に対する出品停止要請を行えば対応可能と思量されるもの（未通知侵害出品）、②諸情報を勘案すると購入し権利者が確認した場合には間違いなく侵害品である、と思量される出品（蓋然性が高い出品）をそれぞれ上記のデータとは別にカウントする。

検証を実施した際に、憂慮すべき事案等を確認した場合は特記事項として欄外に記載することができる。

例：ガイドライン等に照らすと権利侵害として出品停止要請ができない、且つ、蓋然性が高い出品として取り扱えないが、違法行為・権利侵害行為と思量されるもの。

記録方法

検証が実際に行われた作業に基づくものであることを第三者に条理的に証せられると思量される記録は残すものとするが、検証に係わる詳細記録は任意とする。ただし、後日の検証結果確認に際して必要となる作業は実施するとともに、その作業で得た情報については、権利者及びプラットフォーム事業者その他において適宜、情報共有することが望ましいと考えられる。

備考：検証を実施したという証明物は実施者の手元に残すようにする。

報告方法

別添のエクセルシートに記入し、2022年2月9日迄に分科会権利者側主査へ提出のこと

以上